

議決取消請求事件に関する名古屋地方裁判所判決について

1 経緯

- ・これまでの経緯については、資料①(令和7年4月22日報道発表資料)参照
- ・令和7年 4月22日 豊橋市議会を被告として議決の取消しを求める訴えを提起
- ・令和7年 7月28日 第1回弁論準備手続期日
- ・令和7年 9月22日 第2回弁論準備手続期日
- ・令和7年11月20日 第3回弁論準備手続期日
- ・令和8年 1月21日 第4回弁論準備手続期日
- ・令和8年 2月 5日 第1回口頭弁論期日
- ・令和8年 4月23日 判決言い渡し(「原告の請求を棄却する。」)

2 提訴及び主張の骨子について

- ・令和7年4月22日、豊橋市長は、豊橋市議会が令和7年1月29日にした「議案会第17号豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例」の再議について」に対する議決(以下「本件議決」という。)の取消しを求め、提訴しました。なお、主張については、資料①(令和7年4月22日報道発表資料)の「2、主張の骨子」を参照してください。

3 判決の概要(詳細は、判決文参照)

(1) 本件議決が議会の権限を超え又は法令に違反するものであるか否か

- ・議会の議決により当該普通地方公共団体の意思が決定する事項の範囲は、原則として、地方自治法(以下「法」という。)96条1項各号に規定する事項に限られ、これ以外の事項については、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関が自己の権限内で自ら決定すべきものと解される。
- ・ただし、法96条2項は、普通地方公共団体の住民の代表としてその重要な意思決定を行う議事機関である議会の地位(法89条参照)の重要性に鑑み、法96条1項各号に規定する事項以外の事件でも、議会が関与して当該普通地方公共団体の意思を決定することを相当とするものについて、議会が自ら

の判断で条例によってこれを議決事件に追加することができることとして、議会の権能を強化するとともに、地方行政の能率的運営の要請との調整を図ったものと解される。また、同条2項の規定の文言上、法定受託事務に係るものを除き、議決事件として定めることができる事項の対象及び範囲は限定されておらず、これは議会に議決事件の追加に係る一定の裁量を付与したものと解される。

- ・ 上記のような法96条1項及び2項の趣旨並びに同項の規定の文理等によれば、同項に基づき条例により議会の議決すべきものと定めることができる事項の対象及び範囲について、少なくとも、同条1項各号に規定する事項と実質的に同視し得るもの、又は、これに準ずるといえるものは、その対象及び範囲に含まれると解するのが相当というべきである。
- ・ 他方、普通地方公共団体における執行機関である長と議事機関である議会との関係等に照らせば、法令が明確に長その他の執行機関に権限が専属するものとして規定している事項や、事柄の性質上当然に長その他の執行機関に権限が専属するものと解すべき事項については、法96条2項に基づき条例により議会の議決すべきものと定めることはできないものと解すべきである。
- ・ 法96条1項5号の趣旨についてみると、普通地方公共団体による契約の締結は、本来、執行機関の権限で行い得るものであるが、政令等で定める種類及び金額の契約を締結することは普通地方公共団体にとって重要な経済行為に当たるものであるから、これに関しては住民の利益を保障するとともに、これらの事務の処理が住民の代表の意思に基づいて適正に行われることを期するため、個々の契約ごとに当該普通地方公共団体の重要な意思決定を行う議事機関である議会（法89条2項参照）の議決を必要としたものであると解される。PFI法12条についても、その基本的な趣旨は同様と解される。
- ・ そして、契約の解除は、法96条1項各号に規定する議決事件とはされていないものの、契約により発生した権利義務の消滅、新たな原状回復義務の発生等の権利義務の異動という法的効果をもたらすものであり（民法545条）、契約の規模、内容、性質等によっては、普通地方公共団体の財政運営等に大きな影響を与えるものであるから、少なくとも同項5号に規定する契約に当たる重要な契約の解除については、その締結と同様に、議会の判断を経ることにより、住民の利益を保障するとともに、その処理が住民の代表の意思に基づいて適正に行われることを担保することが相当ということもでき、同号

の上記趣旨が妥当し得るものと解することができる。このことは、PFI法12条に基づく契約に係る解除についても同様である。

- ・ そうすると、本件議案（豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例案（令和6年12月豊橋市議会定例会議案会第17号））において議決事件とされた「地方自治法その他の法令に基づき議会の議決を経て締結した契約に係る契約の解除」は、法96条1項5号又はその他の法令の規定に基づく議決事件である契約の締結と実質的に同視し得るか、又は、これに準ずる事項に当たるものといえることができる。
- ・ 少なくとも法96条1項5号等の法令の規定に基づき議会の議決を経て締結した重要な契約については、その契約の解除についても、事柄の性質上当然に長その他の執行機関に権限が専属するものと解すべきであるとはいえない。
- ・ 本件議案は、法96条2項に基づいて普通地方公共団体が条例で定めることができる内容のものであるといえるから、本件議案を可決した本件議決について、議会の権限を超え又は法令に違反するものといえることはできない。

(2) 本件議決が議会の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たり違法であるか否か

- ・ 本件議案は、実質的には、原告による本件事業契約（多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業特定事業契約）の解除を対象の一つとして想定し、その単独の判断による解除を阻止することを主たる目的として提出されたものといわざるを得ない。
- ・ もっとも、契約の解除は、契約により発生した権利義務の消滅、新たな原状回復義務の発生等の権利義務の異動という法的効果をもたらすものであり、契約の規模、内容、性質等によっては、普通地方公共団体の財政運営等に大きな影響を与えるものであるから、少なくとも法96条1項5号等の法令の規定に基づき議会の議決を経て締結した重要な契約の解除については、その締結と同様に、議会の判断を経ることにより、住民の利益を保障するとともに、その処理が住民の代表の意思に基づいて適正に行われることを担保することが相当ということもできる。そして、本件事業契約は、契約の金額が230億円を超える事業契約であって、被告の議決を経て締結されていたものであるところ、仮に本件事業契約が解除されることになった場合には、豊橋市の財政運営等に大きな影響が及ぶことが予想されるから、このような重要な契約である本件事業契約の解除を対象の一つとして想定し、原告の単独の判断による

その解除を阻止することを主たる目的としていたからといって、本件議案がその目的において不当であるということとはできない。

- ・本件議案を可決した本件議決について、議会の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるか否かという観点で検討しても、これによる違法があるということとはできない。